

(仮 訳)

## プレス・リリース

2012年1月8日

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ

### 中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループが バーゼルⅢ流動性基準及び基準実施状況の評価についての戦略を承認

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（以下「総裁・長官グループ」）は、2012年1月8日に会合を行った。流動性カバレッジ比率に係るバーゼル委の提案、及び、より広範なバーゼル規制枠組みの実施状況の評価についての戦略について、主に議論が行われた。

総裁・長官グループは、バーゼル規制枠組みの実施をモニター、レビューするバーゼル委の包括的なアプローチを承認した。総裁・長官グループの議長を務めるマーヴィン・キング・イングランド銀行総裁は、「実施に焦点を当てることは、バーゼル委にとって新たな重要な方向性となる。各国がバーゼル委で策定、合意されたルールをいかに実施しているかに向けられる精査と透明性の度合いは、国際的な最低要件の完全で、適時で、統合的な実施を確保する助けとなる。」と述べた。

バーゼル委は、国際的に合意されたバーゼル・ルールのメンバーによる採択状況を継続的にモニターする。同委員会は、健全性や競争上の公平性に関する懸念を惹起し得る相違を見つけるため、各国の国内ルールや規制における国際的な最低基準の遵守状況をレビューする。また、バーゼル委は、リスクウェイト資産の計測について、各銀行及び各国・地域間で実施上の整合性を確保するためのレビューを行う。

こうした背景の下で、各バーゼル委のメンバー国は、バーゼル規制枠組みのすべての要素の実施について詳細なピア・レビューを受けることにコミットした。

バーゼル委は、バーゼル III に加え、バーゼル II 及びバーゼル II.5（すなわち、2009 年 7 月の市場リスク及び再証券化の取扱い強化）の実施を評価する予定である。また、総裁・長官グループは、評価結果を公表するというバーゼル委における合意を承認した。バーゼル委は、結果公表に関する手続きを議論し、定義する予定である。総裁・長官グループはまた、最初のピア・レビューは、欧州連合、日本、及び米国における実施評価とすることにも合意した。これらのレビューは、2012 年の第 1 四半期に開始される。

バーゼル委議長を務めるステファン・イングベス・スウェーデン中央銀行総裁は、「バーゼル委による厳格なピア・レビュー・プロセスは、バーゼル基準の実効的な実施が最重要課題であるという明確なシグナルである。世界の銀行システムの強靱性を向上させ、規制上の比率に対する市場の信頼を回復、維持し、公平な競争環境を提供することは、完全で、適時で、統合的な実施を通じてのみ達成される。」と述べた。

流動性カバレッジ比率に関して、総裁・長官グループのメンバーは、銀行は安定的な資金調達構造と、ストレス時に流動性ニーズを満たすために利用可能な高品質の流動資産を保有するべきである、との中心的な原則を改めて確認した。流動性カバレッジ比率が実施されれば、その 100%の閾値は、平時における最低基準となる。しかし、ストレス期には、銀行はその流動資産プールを利用することが予想され、結果として最低要件を一時的に下回ることもあり得る。バーゼル委は、平時に積み上げられた流動資産は、ストレス時に利用されることが意図されていることを明示的に定め、流動性カバレッジ比率のルール文書を明確化することにより、この原則を更に説明することを求められた。また、バーゼル委は、流動性プールの利用が正当化される状況について追加的な指針を提供する予定である。更にバーゼル委は、流動性カバレッジ比率の働きが中央銀行の政策を阻害したりこれと抵触したりすることがないように確保すべく、ストレス期において中央銀行が銀行といかに関わり合うかについて調査する。

また、総裁・長官グループは、流動性カバレッジ比率を最低基準として 2015 年に導入することへのコミットメントを再確認した。メンバーは、ネット資金流出の水準についてのいくつかの調整とともに、高品質の流動資産プールに関する個別の懸念に対応することにより、流動性カバレッジ比率の鍵となる側面を最終化することに向けた、バーゼル委の焦点の当て方、作業の道筋及びスケジュールに係る提案を完全に支持した。現在検討されている修正は、いくつかの鍵となる側面にのみ適用され、規制枠組みの根本的なアプローチを大きく変更

するものにはならない。

総裁・長官グループは、バーゼル委に対し、これら 3 つの点についての提案を 2012 年末までに最終化の上で公表するよう指示した。キング総裁は、「流動性カバレッジ比率の狙いは、銀行に平時には健全な資金調達構造と十分な流動資産を確実に保有させることで、中央銀行が、最初の貸手ではなく最後の貸手としてのみ役割を果たすことが求められるようにすることにある。流動性カバレッジ比率はいくつかの銀行にとって大変な課題となるかもしれないが、強固な流動性の枠組みがもたらす便益は、これに伴う実施コストを上回る。」と述べた。

**バーゼル銀行監督委員会**は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する慣行を世界的に奨励し強化することを目指している。委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル委員会のオブザーバーは、欧州銀行監督機構、欧州中央銀行、欧州委員会、金融安定化研究所及び国際通貨基金である。

**中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ**は、バーゼル銀行監督委員会の上位機関であり、バーゼル銀行監督委員会のメンバー国の中央銀行総裁及び（非中央銀行の）監督当局長官で構成されている。

バーゼル銀行監督委員会の事務局は、スイス・バーゼルの国際決済銀行に置かれている。